

地域おこし協力隊について

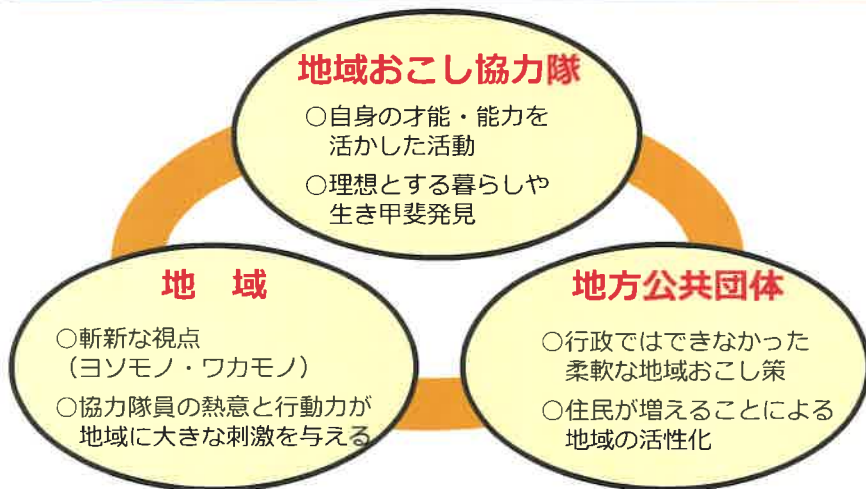
地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **総務省の支援**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税により財政支援**
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
 - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ◎ **都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税により財政支援(平成28年度から)**



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

⇒ 28年に3,000人を目途に拡充!

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)	2,625名 (2,799名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体

※各年度の特別交付税ベース

※隊員数のカッコ内は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118名、27年度:174名)とあわせたもの。

隊員の
**約4割は
女性**

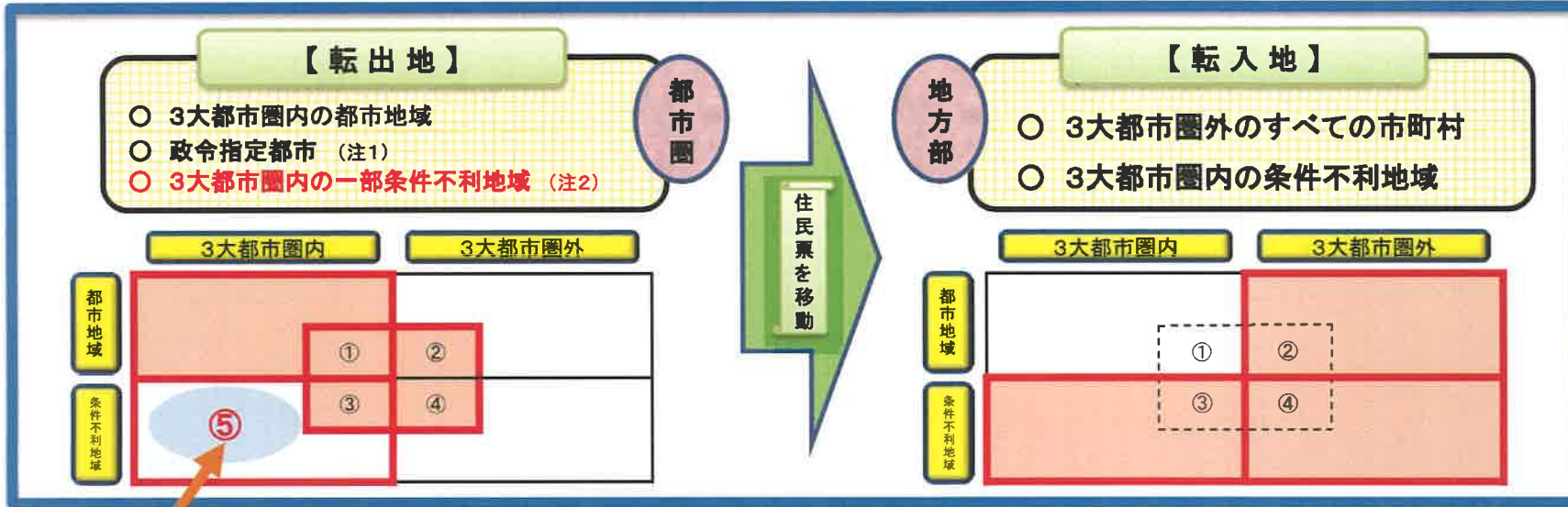
隊員の
**約8割が
20歳代と30歳代**

任期終了後、
**約6割が
同じ地域に定住**
※H27.3末調査時点

地域おこし協力隊員の地域要件について

【原則Ⅰ】 転出地：3大都市圏内の都市地域若しくは一部条件不利地域(注2)又は政令指定都市(注1)
 転入地：3大都市圏外のすべての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域
 趣 旨：3大都市圏をはじめとする都市圏から地方部への人の流れの創出を図る

※赤字箇所がH26特別交付税の算定から適用される地域要件是正に係る変更点
 (平成26年12月3日付け事務連絡)



図中、点線圏内は政令指定都市を指す
 ①さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市
 ②札幌市、熊本市
 ③京都市、相模原市
 ④仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

※注1

隊員の転出地が、条件不利地域指定を受けている政令指定都市(③・④)であった場合は従前の取扱いと同様。

※注2

【新規】3大都市圏内の一部条件不利地域「条件不利区域」以外の区域を転出地とする隊員は、26年度から新たに特別交付税措置の対象

隊員の転出地が、3大都市圏内の一部条件不利地域(⑤)のうち条件不利区域以外の区域であった場合

新たに特別交付税措置の対象

◆「条件不利地域」とは、次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とし、「都市地域」とは、これに該当しない市町村とする。

①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

◆「条件不利地域」のうち、過疎地域に該当する市町村(一部過疎を除く)、⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村を「全部条件不利地域」と、全部条件不利地域以外の市町村を「一部条件不利地域」とする。

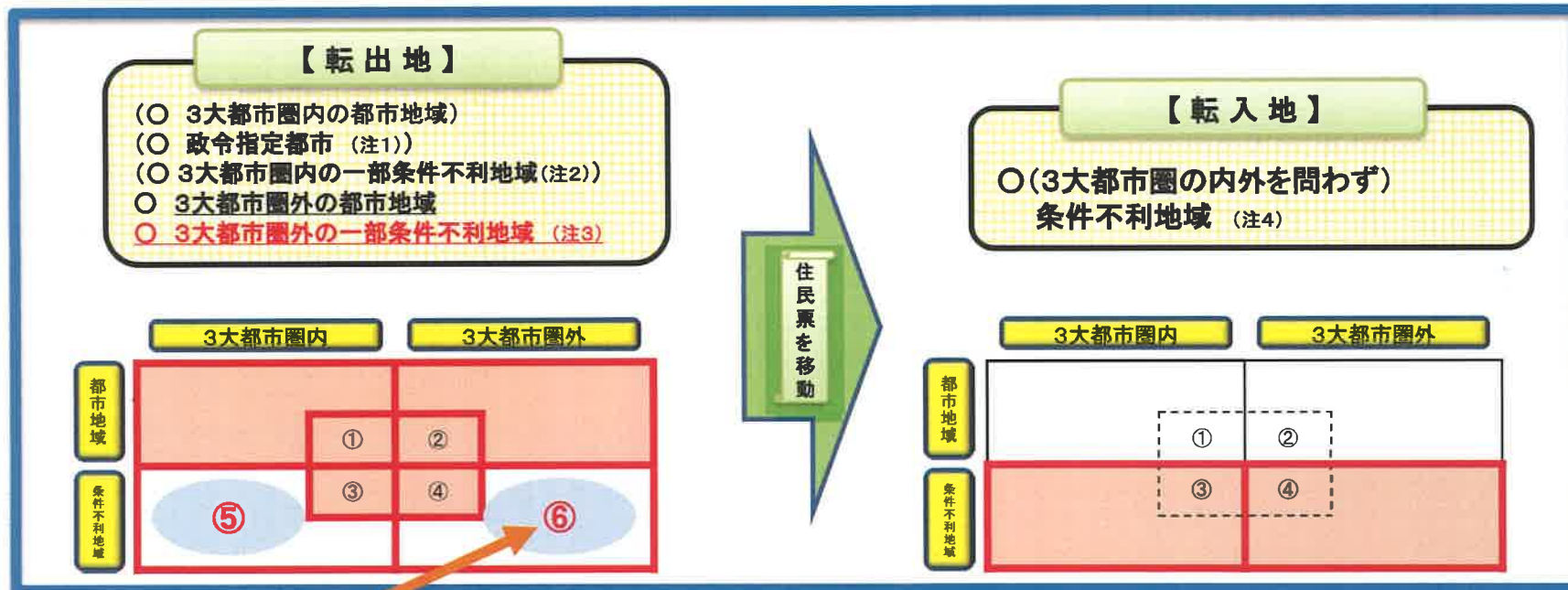
◆「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」とする。

◆都道府県分については、原則Ⅰ及び原則Ⅱ、原則Ⅲを準用して各隊員の住民票の異動を把握することで、特別交付税措置の対象範囲を判断する。

地域おこし協力隊員の地域要件について

【原則Ⅱ】 転出地：【原則Ⅰ】のほか、3大都市圏外の都市地域及び一部条件不利地域（注3）
 転入地：（3大都市圏の内外を問わず）条件不利地域
 趣 旨：より条件が不利である地方部の取組を支援する

※赤字箇所がH26特別交付税の算定から適用される地域要件は正に係る変更点（平成26年12月3日付け事務連絡）



※注3

【新規】3大都市圏外の一部条件不利地域「条件不利区域」以外の区域を転出地とする隊員は、26年度から新たに特別交付税措置の対象

※注1、注2

【原則Ⅰ】に同じ

隊員の転出地が、3大都市圏外の一部条件不利地域(⑥)のうち条件不利区域以外の区域であった場合

※注4

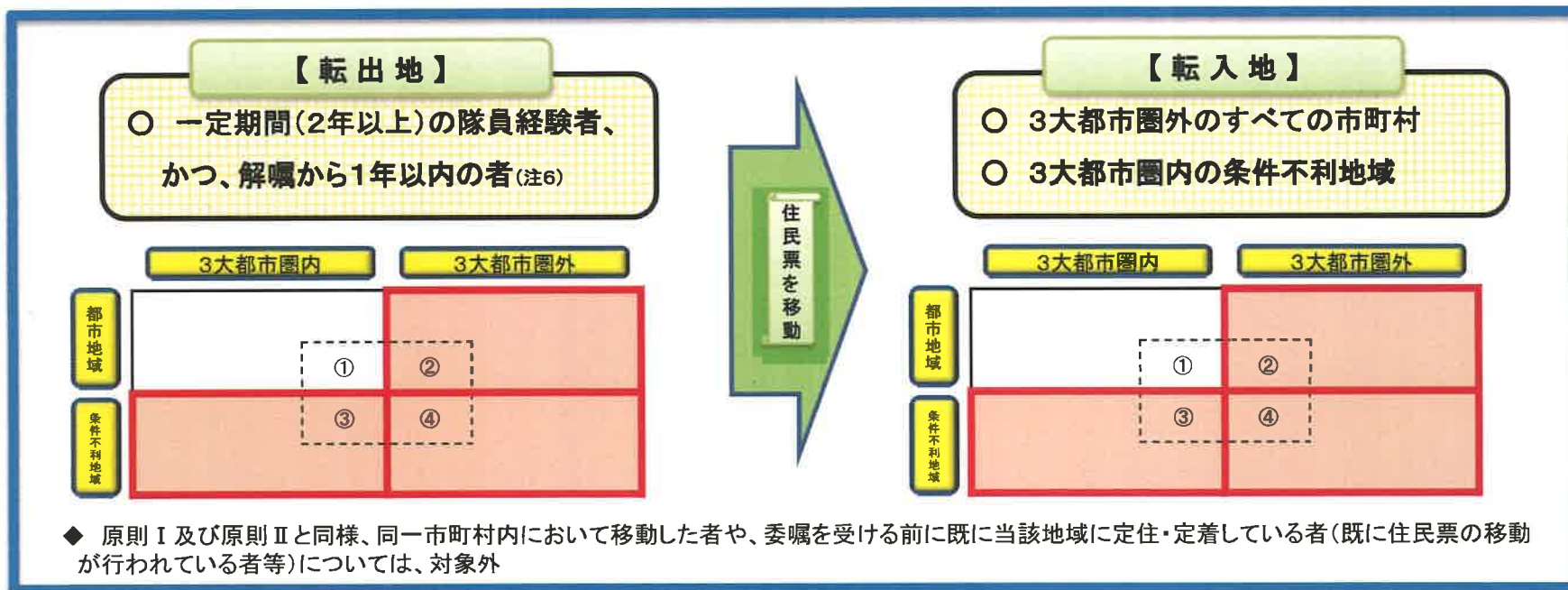
隊員の転出地が、原則Ⅱのうち3大都市圏外の都市地域又は3大都市圏外の一部条件不利地域(⑥)のうち条件不利区域以外の区域であった場合

新たに特別交付税措置の対象

特別交付税措置の対象は、原則として、隊員の転入地が、条件不利区域内であった場合に限るものとする

地域おこし協力隊員の地域要件について

【原則Ⅲ】 隊員経験者が他の地域で地域協力活動する場合も特別交付税措置の対象^(注5)



※注5

隊員経験者が他の地域で地域協力活動する場合

「総務省通知「地域おこし協力隊推進要綱」
(平成21年3月31日付け総行応第38号)に
基づき、「地域おこし協力隊」事業に取り組む
場合に限るものとする

※注6

これまでに隊員として、2年以上の経験があり、
かつ、解囑から1年以内であった場合

特別交付税措置の対象として、原則として、
転入地の地方自治体は、隊員がこれまで一定期間(2
年以上)地域おこし協力隊として活動し、
かつ、解囑から1年以内であることを確認できた
場合に限るものとする

与那原町地域おこし協力隊募集要項

与那原町は沖縄本島の東海岸南部に位置し、県都那覇市から9kmの地点にあり、東南に南城市、西に南風原町、北に西原町と3市町村に隣接しています。

面積は、5.18km²で東西に4.3km、南北に2.1kmの長方形をなしており、東南の雨乞森(133m)、北西にそびえる運玉森(158m)にだかれ前方に中城湾を望む海岸線にのびた平坦地で人口は18,915人(平成28年4月末現在)です。

大正3年には、那覇-与那原間に沖縄県で初めての軽便鉄道が開通したため、与那原は島尻郡東南部や中頭地方を連結する産業経済の大動脈となり、ますます活況を呈した。その後も沖縄南部の商業の中心地として発展していました。

しかし近隣市町村への大型店舗進出と交通網の発達や道路拡張による商店街店舗の立ち退き等により、商店街が徐々に活力を失っていましたが、平成14年より埋立地の分譲開始に伴い、そこに誕生した東浜区という新たなエリアが誕生し、平成25年より3年連続で県内人口増加率1位を獲得しています。

観光資源としては沖縄三大綱引きの一つで440年余の歴史を誇る与那原大綱曳があり、東西合わせて長さ90m、重さ5tの大綱が、大通りを練り歩く様は竜神を思わせる迫力があります。

また平成27年5月には大型MICE施設の建設が決定し、2020年の供用開始に向けて今後より多くの観光客が来町することが見込まれますが、本町においては観光客の受け入れ態勢が整っておらず、水路を活かした観光資源の開発や観光情報の発信が出来てない状況にあります。今回はその課題に対して一緒に取り組んでいただける隊員を募集します。

1. 募集人員

地域おこし協力隊 1名

2. 業務概要

①与那原町の地域資源を活かした観光関連事業の開発と情報発信

3. 募集対象

【応募条件】

- (1) 年齢 20歳以上概ね50歳まで
- (2) 性別 問いません
- (3) 生活の拠点として次に掲げる都市地域に住民票があり、採用決定後、生活拠点と住民票を与那原町内に移すことができる方(採用決定前に既に与那原町に住民票がある方は対象外となります)。

※詳細については別紙を参照ください。

- (4) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (5) 協力隊終了後も本町で定住する意思のある方
- (6) 心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方
- (7) 普通自動車運転免許を取得している方

- (8) 一般的なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の操作に加え、SNS等を活用した情報発信に素養のある方
- (9) 活動に際して町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (10) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (11) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (12) 平成29年5月中に就任が可能な方

4. 勤務日数及び勤務時間

原則、活動時間 1日7時間45分、月20日

※1日7時間45分を超えない範囲内かつ週38時間45分を超えない範囲内での勤務を基本とします。活動内容により、基本勤務時間外での活動を行った場合は代休扱いとします。

5. 雇用形態

嘱託職員（非常勤特別職）

町長が非常勤の特別職（地域おこし協力隊員）として委嘱します。

6. 任用期間

採用の日から平成30年3月31日までとします。

※活動実績等を勘案して年度単位で更新し、委嘱日から最長3年まで延長することができます。

7. 給与

月額166,000円以内（社会保険料等自己負担を含む）

※月途中任用や、月途中任用解除が生じた場合には、当該月の報酬額は日割り計算とします。

8. 待遇及び福利厚生

①社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

②パソコンや活動車は予算の範囲内で貸与します。

※生活や通勤のための自家用車等は個人でご用意ください。

③公務や活動、研修に必要な旅費等は町が負担します。

④家賃の補助を行います（上限5万円）

9. 審査方法

(1) 応募方法

提出書類を作成し、下記に郵送してください。

①応募用紙（与那原町ホームページにてダウンロードしてください）

②レポート（テーマ：「与那原町の観光振興で活かせる私の能力」）

※形式自由で、1,200字程度にまとめてください。

(2) 提出期限

平成 29 年 4 月 7 日 (金)

(第 1 次審査)

書類選考の上、結果を平成 29 年 4 月中旬ごろまでに応募者全員に文書で通知します。

(提出書類は町 HP で確認をお願いします。)

(第 2 次審査)

第 1 次審査合格者については、個人面接を行います。日時や場所等については、第 1 次審査結果を通知する際にお知らせします。なお、個人面接会場は、東京か大阪のどちらか 1 カ所で 4 月下旬頃を予定しております。

10. 応募及びお問い合わせ先

〒901-1392

沖縄県与那原町字上与那原 16 番地

与那原町役場 観光商工課 担当：比嘉武志

TEL 098-945-5323 FAX 098-946-6074

E-mail higa-t@town.yonabaru.okinawa.jp

<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/>

与那原町地域おこし協力隊 応募用紙

平成 年 月 日

与那原町地域おこし協力隊の応募条件を承諾の上、次のとおり応募します。

ふりがな				(写真)
氏名				
生年月日	(満 歳)	性別	男・女	
ふりがな				
現住所				
電話番号	(自宅)	(携帯電話)		
E-mail				
取得している 資格・免許			趣味・特技・技術	
パソコンスキル	<input type="checkbox"/> Word <input type="checkbox"/> Excel <input type="checkbox"/> PowerPoint		左記以外のスキルについて記入ください。	
ボランティア等 自主活動の経験				
応募動機	地域おこし協力隊に応募された動機についてご記入ください。			
備考				